

フィデリティ・ バランス・ ファンド

追加型投信／内外／資産複合
2026.08.29

設定・運用は

フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

AICR2608-025-S



Fidelity
INTERNATIONAL

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・バランス・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月25日に関東財務局長に提出し、2026年2月26日にその届出の効力が生じております。
2. ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
3. お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
4. 課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	フィデリティ投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 コルビー・ペンゾーン
本店の所在の場所	東京都港区六本木七丁目7番7号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	11
3 投資リスク	32
4 手数料等及び税金	36
5 運用状況	41
第2 管理及び運営	47
1 申込（販売）手続等	47
2 換金（解約）手続等	48
3 資産管理等の概要	50
4 受益者の権利等	53
第3 ファンドの経理状況	55
1 財務諸表	58
2 ファンドの現況	78
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	79
第三部 委託会社等の情報	81
第1 委託会社等の概況	81
1 委託会社等の概況	81
2 事業の内容及び営業の概況	82
3 委託会社等の経理状況	83
4 利害関係人との取引制限	102
5 その他	102
＜添付＞ 投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・バランス・ファンド（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2兆円*を上限とします。

*受益権1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額

※上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額およびこれに対する地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*¹とします。

*¹ 「基準価額」とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日*²における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

*² 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「バランス」として略称で掲載されています。）

(5) 【申込手数料】

申込手数料率は3.30%*（税抜 3.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

＊ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、１口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2026年２月26日から2027年２月24日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：

<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社へ払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① ファンドの取得申込者は、販売会社へ取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なういただきます。

② 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

③ ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず、同種の性質をもつ契約を含みます。）を取扱う場合があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なっていただきます。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、信託財産の安定した好収益を目指したバランス運用を行なうことを基本とします。

② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券)		アフリカ		
資産複合 (株式(一般)、債券(一般))		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券）…目論見書又は投資信託約款において、投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのもをいいます。

資産複合（株式（一般）、債券（一般））…目論見書又は投資信託約款において、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものおよび債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものの複数の資産に投資する旨の記載があるものをいいます。

資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券の複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス：<https://www.imaj.or.jp/>）をご覧ください。

(参考) ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外株式、国内外債券、短期金融商品等に投資する複数の投資信託証券(投資対象ファンド)へ実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

④ ファンドの特色

- 主として、フィデリティ・バランス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資をすることで、日本を含む世界各国の株式、債券および短期金融商品に分散投資を行ないます。
- 資産配分については、複合ベンチマークの配分を中心とした緩やかな調整を行ないます。
- 投資対象ファンドの個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 株式、債券および短期金融商品の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- 原則として、実質外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。ただし、マザーファンドは、為替ヘッジ（一部為替ヘッジを含みます。）を行なう投資信託証券に投資する場合があります。
- マザーファンドの運用にあたっては、FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドおよびFILインベストメント・インターナショナルに、運用の指図に関する権限を委託することがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

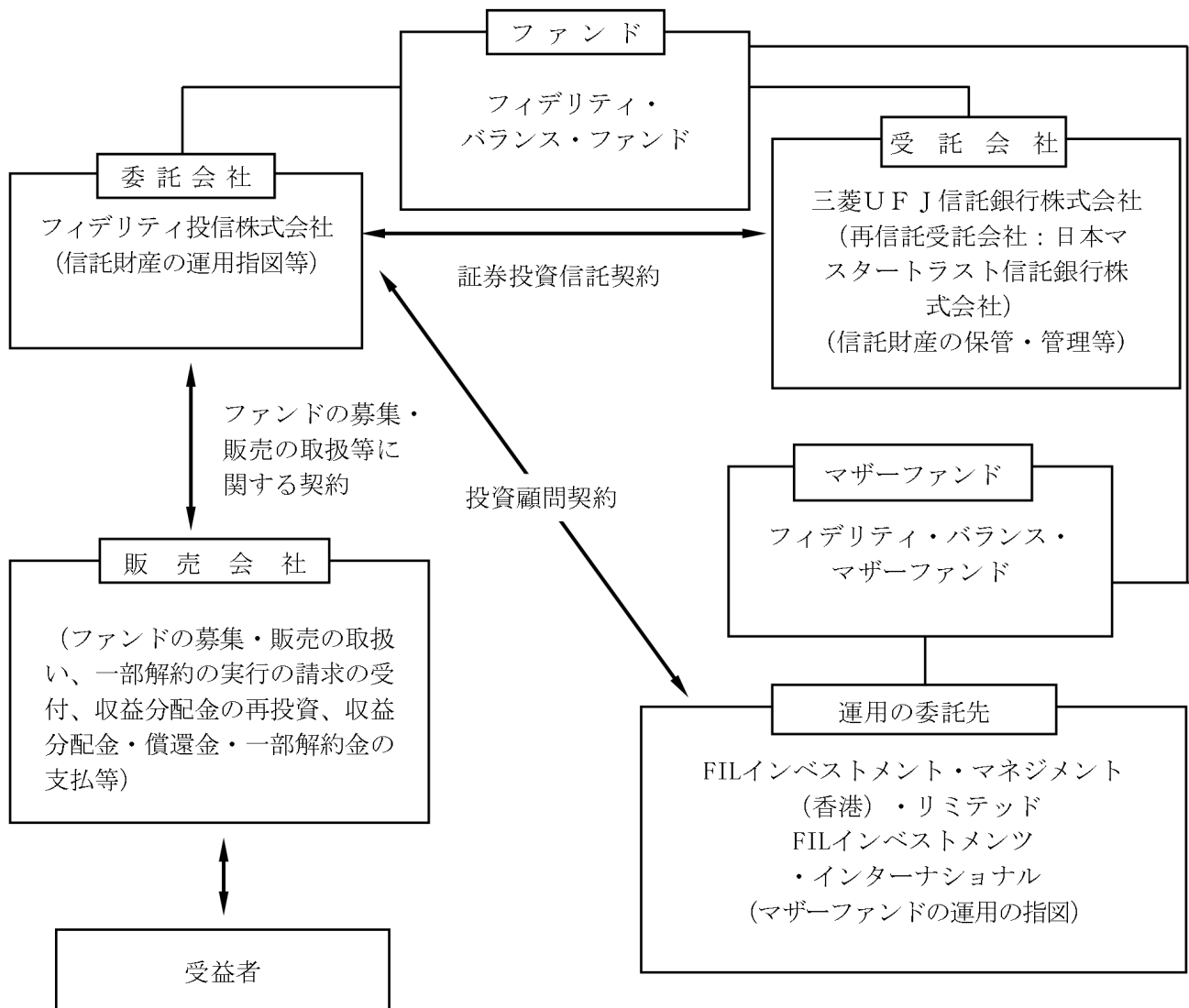
(2) 【ファンドの沿革】

- 1997年12月1日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始
- 2001年10月12日 ファミリーファンド方式による運用に変更
- 2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行
- 2023年2月25日 投資形態を「ファミリーファンド方式」から「ファンド・オブ・ファンズ方式」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先

名称	業務の内容
FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行なうことがあります。
FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）	

運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（参考）

・FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド、FILインベストメンツ・インターナショナルおよびフィデリティ投信株式会社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員です。

フィデリティ・インターナショナルは、世界で290万以上のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況（2026年6月末日現在）

(a) 資本金の額 金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	投資顧問業の登録
同年6月10日	投資一任業務の認可取得
1995年9月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年9月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 投資態度

- (a) 主としてフィデリティ・バランス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。
- (b) マザーファンド受益証券が投資する投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券および短期金融商品に分散投資を行ないます。
- (c) 原則として、実質外貨建資産*の為替ヘッジは行ないません。ただし、マザーファンドは、為替ヘッジ（一部為替ヘッジを含みます。）を行なう投資信託証券に投資する場合があります。
- (d) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

* 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

② ファンドのベンチマーク*1

以下の株式や債券の代表的な指数を次の割合で合成した複合ベンチマーク（円ベース）を運用目標とし、長期的に当該複合ベンチマークを上回る運用成果をあげることが目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）

- TOPIX（配当込）*2（25%）
- MSCI ワールド・インデックス（除く日本/税引前配当金込）*3（25%）
- ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（為替ヘッジなし、円ベース）*4（50%）

*1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

*2 TOPIX（配当込）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されており、配当を考慮したものです。

TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

- * 3 合成リターンは、MSCIからライセンス付与された営業時間終了時の指数水準値（以下「MSCIデータ」）を使用してフィデリティ投信株式会社が計算します。疑義を避けるために明記すると、MSCIは合成リターンに対するベンチマークの「管理者」、または「拠出者」、「提出者」、あるいは「監督下にある拠出者」ではなく、またMSCIデータは、いかなる規則、法令、法律または国際基準において定義される、合成リターンに関連する「拠出」または「提出」とみなされません。MSCIデータは、保証や責任を伴わない「現状のまま」提供され、コピーや配布は許可されていません。MSCIは、MSCIデータ、モデル、分析、その他の素材や情報に基づく、または追跡する、あるいはそれらを利用したいいかなる金融商品や戦略を含め、いかなる投資または戦略のスポンサー、宣伝、発行、販売、またはその他の推奨あるいは推薦を行なうものではありません。
- * 4 「Bloomberg®」およびブルームバーグ・グローバル総合インデックス（為替ヘッジなし、円ベース）は、Bloomberg Finance L.P. および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、フィデリティ投信株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフィデリティ投信株式会社とは提携しておらず、また、当ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

③ 運用方針

1. 投資対象ファンドの個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
2. 株式、債券および短期金融商品の実質組入比率は原則として高位を維持します。
3. 原則として、実質外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。ただし、マザーファンドは、為替ヘッジ（一部為替ヘッジを含みます。）を行なう投資信託証券に投資する場合があります。
4. 長期的に複合ベンチマークを上回る運用成果をあげることが目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）ベンチマークの詳細については、前記「② ファンドのベンチマーク」をご参照ください。

運用にあたっては、上記1. - 4. の方針で臨みますが、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合もあります。

※ ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）施行規則第22条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限り、）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

なお、1. から4. までの証券および7. の証券または証書のうち1. から4. までの証券の性質を有するものならびに9. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、8. の証券および9. の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③ 投資対象とする金融商品

前記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ その他の投資対象

1. 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
2. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

⑤ 指定投資信託証券の概要（2026年8月29日現在）

注）下記の記載事項は、当該指定投資信託証券固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社
投資目的	主として世界（日本を含みます。）の債券（ハイ・イールド債券、投資適格債券、エマージング・マーケット債券を含みます。）や金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式および上場投資信託証券等に投資し、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。また、投資資産に関連するデリバティブ取引を行なうことがあります。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.374%（税抜 0.34%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

ファンド名	フィデリティ・ブルーチップ・グロースETF
設定形態	米国籍外国投資信託／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（米国）
投資目的	主に、大・中型優良成長株に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.57% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・米国ファンダメンタル・ラージキャップ・コアUCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主に、米国に本社を置く、または主な経済活動を米国で行なう大型株式に投資し、長期的な元本の成長を追求します。
費用	管理報酬：0.38% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・米国バリュー・リサーチ・エンハンストUCITS ETF※
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）※
投資目的	主に、米国企業の割安と判断される株式に投資し、長期的な元本の成長をめざします。※
費用	管理報酬：0.2% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

※ 2026年4月29日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・ファンズージャパン・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主に日本の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.8% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.8%となっていますが、0.36%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.8% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.8%となっていますが、0.2%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーヨーロピアン・スモラー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の中小型株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.8% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.8%となっていますが、0.2%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジア株式・ESGファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア（除く日本）においてESG（環境、社会、企業統治）に配慮した企業の株式へ投資します。
費用	管理報酬：0.8% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.8%となっていますが、0.21%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーアジア・パンフィック・オポチュニティーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域（除く日本）に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式（中国A株B株への投資を含む）に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.8% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.8%となっていますが、0.2%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・インスティテューショナル・グローバル・ボンド・ファンド（除く日本円、為替ヘッジなし、適格機関投資家転売制限付き）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はFILインベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・外国債券・マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債券（除く日本円）を主要な投資対象とし、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ないます。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.4268%（税抜 0.388%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
信託財産留保額	換金時に0.1%

ファンド名	フィデリティ・ファンズーUSエクイティ・ファンド※
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、米国に本社があるか、事業活動の中心が米国にある企業の株式に投資し、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.8% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.8%となっていますが、0.35%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

※ 2026年4月13日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・エマージング・マーケット株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として新興国の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.3% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・欧州株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として欧州株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.25% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・グローバル株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主としてグローバル株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.25% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・日本株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／円建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として日本株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.25% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・米国株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として米国株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.2% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・アジア株式（除く日本）・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として日本以外のアジア先進国株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.2% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティUSクオリティー・インカムUCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（米国）
投資目的	フィデリティUSクオリティー・インデックスのパフォーマンスへの連動を目指します。
費用	管理報酬：0.25% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：ブラックロック・ジャパン株式会社
投資目的	FTSE日本国債インデックスへの連動を目指します。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.066%（税抜 0.06%） ※税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズストラクチャード・クレジットインカム・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、世界の証券化商品等に投資を行ない、中長期的な元本の成長とインカムの提供を目指します。
費用	管理報酬：0.4% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ（ロシアを含む）にあるか、活動の大半がそれらの地域で営まれている発行体の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
費用	管理報酬：0.65% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.65%となっていますが、0.2%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーUSハイ・イールド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、活動の大半が米国で営まれている発行体の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
費用	管理報酬：0.65% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.65%となっていますが、0.2%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、ユーロ建ての社債に投資します。
費用	管理報酬：0.4% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズーグローバル・ハイブリッド債券・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、世界のハイブリット証券等に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.55% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.55%となっていますが、0.1%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・ヨーロッパ・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州の株式市場に上場している企業の株式に投資します。
費用	管理報酬：0.8% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.8%となっていますが、0.2%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・グローバル・インフレ連動債・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、世界のインフレ連動債等に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.3% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズ・グローバル・ディフェンシブ・エクイティ・ファンド※
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、世界各国の企業の株式に投資し、長期的な元本の成長とインカムの獲得を目指します。※
費用	管理報酬：0.8% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.8%となっていますが、0.2%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

※ 2026年4月13日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーグローバル・コーポレート・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、世界の投資適格社債に投資することにより、インカムの確保および元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.4% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズー新興市場トータルリターン債券・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、新興市場の政府および企業の債務証券に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.65% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.65%となっていますが、0.2%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズーエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、現地通貨建ての新興国市場債券への投資を通じて、インカムの確保および元本の上昇を目指します。
費用	管理報酬：0.65% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.65%となっていますが、0.2%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズグローバル・ディビデンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として世界の高配当株式に投資し、長期的な元本成長とインカムの確保を目指します。
費用	管理報酬：0.8％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.8％となっていますが、0.2％については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズUSドル・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として米ドル建ての債券に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.4％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

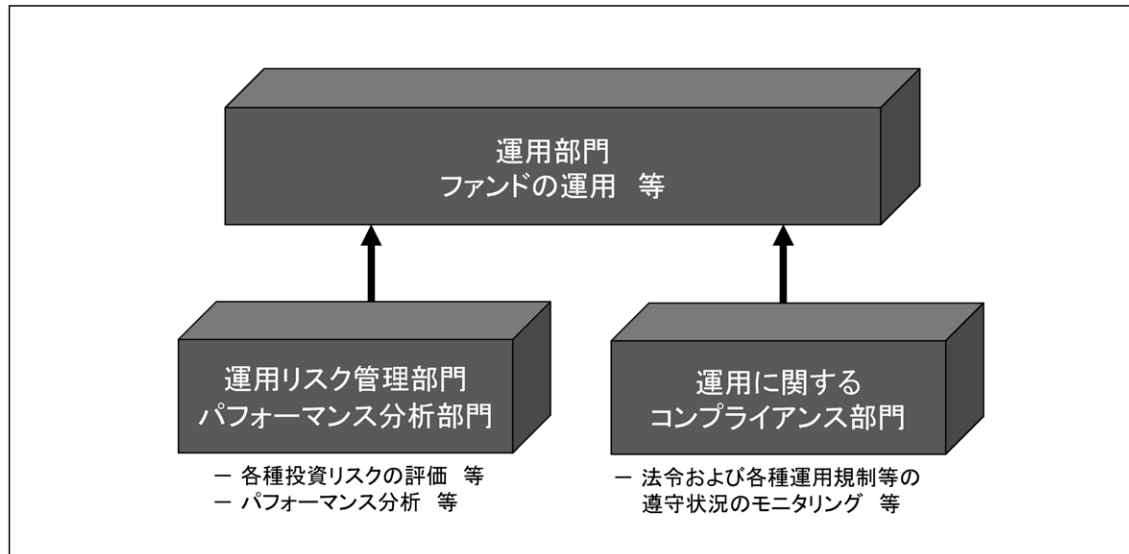
ファンド名	フィデリティ・ファンズユーロ・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.4％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズー日本バリュー・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人／円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、日本の株式市場に上場し、フィデリティが割安と考える日本企業の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.8% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.8%となっていますが、0.2%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



- 運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

*委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則11月30日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。※ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① ファンドの信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資信託証券への実質投資割合*には制限を設けません。
- (b) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- (c) 投資信託証券を通じて投資する株式への実質投資割合は70%未満とします。
- (d) 投資信託証券を通じて投資する新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (e) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

- (f) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (g) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- (h) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (i) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

*上記（a）および（c）から（e）における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドが投資する投資信託証券の信託財産に属する（a）および（c）から（e）に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドが投資する投資信託証券の信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属する投資信託証券およびマザーファンドの受益証券の時価総額に、ファンドの信託財産に属する投資信託証券およびマザーファンドが投資する投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

② 投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合には、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

- (b) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

- (c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

（参考情報）

フィデリティ・バランス・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の安定した好収益を目指したバランス運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国の株式、債券および短期金融商品に投資する投資信託証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、日本を含む世界各国の株式、債券および短期金融商品に投資する投資信託証券に分散投資を行ないます。
- ② 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。
- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「投資対象ユニバース」といいます。）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。
- ④ 組入れた投資信託証券は、定期的にモニターを行ない、この信託全体のリスク分散などを考慮して、組入れ比率の調整を行ないます。また、組入れた投資信託証券の入替えを行なう場合もあります。
- ⑤ 投資対象ユニバースは定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに伴い、投資対象ユニバースとして選定されていた投資信託証券が投資対象ユニバースから除外されたり、新たに追加指定される場合があります。
- ⑥ 投資対象ユニバースにおいては、銘柄選択にあたり、独自の企業調査にもとづき、長期的なスタンスでの成長性を重視します。
- ⑦ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。ただし、為替ヘッジ（一部為替ヘッジを含みます。）を行なう投資信託証券に投資する場合があります。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- ② 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ③ 投資信託証券を通じて投資する株式への実質投資割合*は70%未満とします。
- ④ 投資信託証券を通じて投資する新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

* 「実質投資割合」とは、ファンドが投資する投資信託証券の投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の受益証券の時価総額に、ファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドがマザーファンドを通じて主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

<信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付けされた債券に比べて前述のリスクが高くなります。

<金利変動リスク>

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

<為替変動リスク>

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

<デリバティブ（派生商品）に関するリスク>

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

<カンントリー・リスク>

投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

＜クーリング・オフ＞

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜流動性リスク＞

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

＜ベンチマークに関する留意点＞

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

＜分配金に関する留意点＞

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

＜購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点＞

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等））があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

*委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

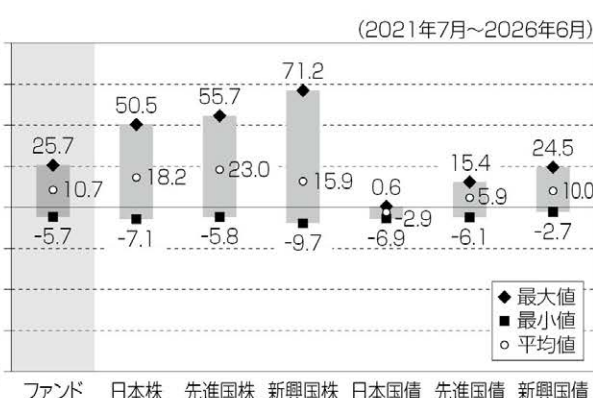
以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
 ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
 ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

[代表的な資産クラスの指数]

日本株	TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元に円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は3.30%*（税抜 3.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.99%（税抜0.90%）の率を乗じて得た額とします。

② 上記①の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するもとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率／税抜）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.10%	0.70%	0.10%	0.90%

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

なお、投資対象ファンドにおいて、最大年率0.69%（税込）程度の運用報酬等が別途課されるため、ファンドにおいては、合計で最大年率1.68%（税込）程度となる予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2026年8月29日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。

* 投資対象ファンドの運用管理費用以外の費用が発生する場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 外貨建資産の保管費用
- ③ 借入金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑥ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑦ その他、以下の諸費用
 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑦の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑦の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑥の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「（５）課税上の取扱い（参考情報）ファンドの総経費率」をご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

3. 受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2026年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・バランス・ファンド	1.57%	0.99%	0.58%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間は2024年12月3日～2025年12月1日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドにおいて開示されていない費用がある場合、総経費率に含まれていません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2026年6月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	15,633,774,447	100.08
預金・その他の資産（負債控除後）	—	△12,613,866	△0.08
合計（純資産総額）		15,621,160,581	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・バランス・マザーファンド

(2026年6月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	9,676,421,150	58.14
	アイルランド	5,790,858,600	34.79
	アメリカ	925,487,557	5.56
	小計	16,392,767,307	98.49
預金・その他の資産（負債控除後）	—	251,733,720	1.51
合計（純資産総額）		16,644,501,027	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年6月30日現在)

順位	種類	銘柄名	国・地域	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ バランス・マ ザーファンド	日本	3,185,625,244	4.4902	14,304,384,681	4.9076	15,633,774,447	100.08

種類別投資比率

(2026年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.08

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄
 フィデリティ・バランス・マザーファンド

(2026年 6 月 30 日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・イン スティテューショナ ル・グローバル・ボ ンド・ファンド (除 く日本円、為替ヘッ ジなし、適格機関投 資家転売制限付き)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	5,931,554,949	1.0740 6,370,647,059	1.0427 6,184,832,345	37.16
2	FIDELITY JAPAN EQUITY RESEARCH	アメリカ・ドル アイルランド	投資信託 受益証券	2,556,437	1,179.3511 3,014,936,895	1,309.3506 3,347,272,242	20.11
3	フィデリティ・ター ゲット・リターン・ ファンド (適格機関 投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	1,730,729,863	1.7573 3,041,507,869	1.8706 3,237,503,281	19.45
4	FID US QU INC UCITS ETFI USD	アメリカ・ドル アイルランド	投資信託 受益証券	473,066	2,001.0696 946,638,003	2,132.5055 1,008,815,837	6.06
5	Fidelity Blue Chip Growth ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資信託 受益証券	93,078	8,424.1837 784,106,172	9,943.1397 925,487,556	5.56
6	FIDELITY US EQUITY RESEARCH ENHANCED UCITS ETF ACC USD	アメリカ・ドル アイルランド	投資信託 受益証券	396,807	1,973.5781 783,129,622	2,168.8808 860,627,099	5.17
7	FID SUS EU EQ ETF ACC-EUR	ユーロ アイルランド	投資信託 受益証券	214,857	1,868.1493 401,384,961	1,990.2883 427,627,372	2.57
8	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	日本・円 日本	投資信託 受益証券	125,972	2,117.2335 266,712,150	2,017.0000 254,085,524	1.53
9	FID PJ EQ ETF RES ACC-US	アメリカ・ドル アイルランド	投資信託 受益証券	126,578	1,171.9968 148,349,015	1,157.5159 146,516,049	0.88

(参考) マザーファンドの種類別投資比率
 フィデリティ・バランス・マザーファンド

(2026年 6 月 30 日現在)

種類	国内／外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	58.14
	外国	40.35
合計 (対純資産総額比)		98.49

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2026年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
19期	(2016年11月30日)	11,156	11,156	1.5034	1.5034
20期	(2017年11月30日)	9,368	9,368	1.6548	1.6548
21期	(2018年11月30日)	8,974	8,974	1.6241	1.6241
22期	(2019年12月2日)	9,112	9,112	1.7202	1.7202
23期	(2020年11月30日)	9,572	9,572	1.8477	1.8477
24期	(2021年11月30日)	9,975	9,975	2.1463	2.1463
25期	(2022年11月30日)	10,019	10,019	2.1828	2.1828
26期	(2023年11月30日)	12,047	12,047	2.4241	2.4241
27期	(2024年12月2日)	13,341	13,341	2.7650	2.7650
28期	(2025年12月1日)	14,354	14,354	3.0626	3.0626
	2025年6月末日	13,326	—	2.7707	—
	2025年7月末日	13,507	—	2.8373	—
	2025年8月末日	13,613	—	2.8712	—
	2025年9月末日	13,744	—	2.9155	—
	2025年10月末日	14,210	—	3.0342	—
	2025年11月末日	14,381	—	3.0675	—
	2025年12月末日	14,539	—	3.0954	—
	2026年1月末日	14,476	—	3.0846	—
	2026年2月末日	14,961	—	3.1890	—
	2026年3月末日	14,228	—	3.0323	—
	2026年4月末日	15,112	—	3.1993	—
	2026年5月末日	15,480	—	3.2936	—
	2026年6月末日	15,621	—	3.3303	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第19期	0.0000
第20期	0.0000
第21期	0.0000
第22期	0.0000
第23期	0.0000
第24期	0.0000
第25期	0.0000
第26期	0.0000
第27期	0.0000
第28期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第19期	△6.8
第20期	10.1
第21期	△1.9
第22期	5.9
第23期	7.4
第24期	16.2
第25期	1.7
第26期	11.1
第27期	14.1
第28期	10.8
第29期中 自 2025年12月2日 至 2026年6月1日	7.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第19期	1, 409, 732, 163	1, 267, 069, 964	7, 420, 694, 318
第20期	405, 823, 127	2, 165, 478, 125	5, 661, 039, 320
第21期	546, 911, 535	681, 995, 388	5, 525, 955, 467
第22期	269, 971, 807	498, 807, 410	5, 297, 119, 864
第23期	715, 728, 971	832, 172, 943	5, 180, 675, 892
第24期	329, 607, 105	862, 249, 097	4, 648, 033, 900
第25期	266, 124, 365	323, 956, 468	4, 590, 201, 797
第26期	710, 912, 137	331, 091, 630	4, 970, 022, 304
第27期	334, 169, 259	478, 911, 210	4, 825, 280, 353
第28期	298, 844, 175	436, 956, 219	4, 687, 168, 309
第29期中 自 2025年12月 2 日 至 2026年 6 月 1 日	150, 762, 918	137, 399, 488	4, 700, 531, 739

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

(2026年6月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてから分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	33,303円
純資産総額	156.2億円

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税引前)
2021年11月	0円
2022年11月	0円
2023年11月	0円
2024年12月	0円
2025年12月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(マザーファンド)

ポートフォリオの状況

株式

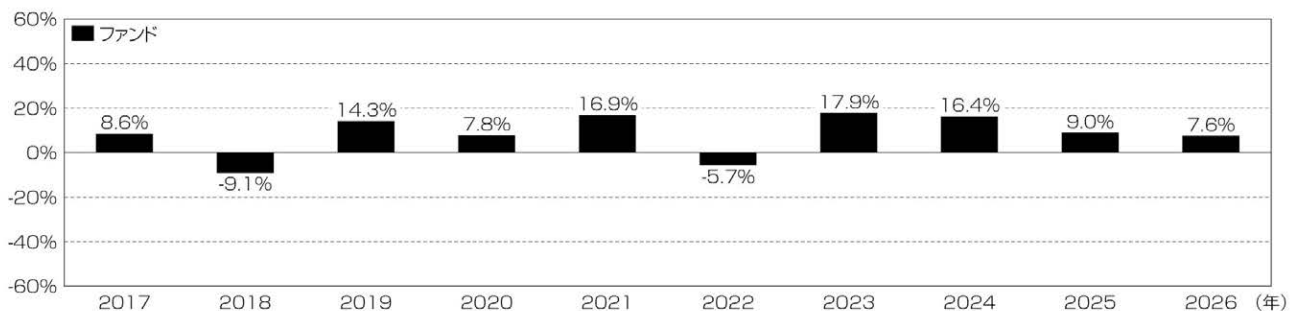
組入投資信託証券	比率
フィデリティ・日本株式リサーチ・エンハンスト UCITS ETF	20.1%
フィデリティ・USクオリティ・インカム UCITS ETF	6.1%
フィデリティ・ブルーチップ・グロース ETF	5.6%
フィデリティ・米国株式リサーチ・エンハンスト UCITS ETF	5.2%
フィデリティ・欧州株式リサーチ・エンハンスト UCITS ETF	2.6%
フィデリティ・アジア株式(除く日本)リサーチ・エンハンスト UCITS ETF	0.9%
合計	40.4%

債券・複合資産・短期金融資産等

組入投資信託証券	比率
フィデリティ・インスティテュショナル・グローバル・ボンド・ファンド(除く日本円、為替ヘッジなし、適格機関投資家販売制限付き)	37.2%
フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド(適格機関投資家専用)	19.5%
iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	1.5%
合計	58.1%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

※2026年は年初以降6月末までの実績となります。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、12月25日を除きます。）において行なわれます。取得申込みの受付は、原則として午後 3 時30分までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みに、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.30%（税抜 3.00%）を超えないものとします。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1 口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して 5 営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、12月25日を除きます。）に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時30分までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※ 主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

投資証券：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「バランス」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎年12月1日から翌年11月30日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下回った場合または信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ (<https://www.fidelity.co.jp/>) に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面）を電磁的方法により提供します。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「（b）信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社の指定する販売会社が定める解約単位をもって委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

第 3 【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期計算期間（2024年12月3日から2025年12月1日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見将史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・バランス・ファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・バランス・ファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【フィデリティ・バランス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第27期計算期間 2024年12月2日現在	第28期計算期間 2025年12月1日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,254,792	2,882,673
親投資信託受益証券	13,340,942,566	14,353,981,049
未収入金	74,264,981	74,107,417
流動資産合計	13,418,462,339	14,430,971,139
資産合計	13,418,462,339	14,430,971,139
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,671,637	7,263,754
未払受託者報酬	7,397,273	7,493,543
未払委託者報酬	59,178,501	59,948,565
その他未払費用	1,516,619	1,509,063
流動負債合計	76,764,030	76,214,925
負債合計	76,764,030	76,214,925
純資産の部		
元本等		
元本	4,825,280,353	4,687,168,309
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,516,417,956	9,667,587,905
（分配準備積立金）	5,324,140,315	6,242,338,983
元本等合計	13,341,698,309	14,354,756,214
純資産合計	13,341,698,309	14,354,756,214
負債純資産合計	13,418,462,339	14,430,971,139

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第27期計算期間 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第28期計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,804,917,933	1,537,327,607
その他収益	7,174	—
営業収益合計	1,804,925,107	1,537,327,607
営業費用		
受託者報酬	14,360,883	14,655,029
委託者報酬	114,887,682	117,240,827
その他費用	3,680,051	3,578,036
営業費用合計	132,928,616	135,473,892
営業利益又は営業損失(△)	1,671,996,491	1,401,853,715
経常利益又は経常損失(△)	1,671,996,491	1,401,853,715
当期純利益又は当期純損失(△)	1,671,996,491	1,401,853,715
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	102,480,280	17,532,093
期首剰余金又は期首欠損金(△)	7,077,839,907	8,516,417,956
剰余金増加額又は欠損金減少額	553,708,256	537,917,137
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	553,708,256	537,917,137
剰余金減少額又は欠損金増加額	684,646,418	771,068,810
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	684,646,418	771,068,810
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	8,516,417,956	9,667,587,905

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末日、翌日および当期末日が休日のため、2024年12月3日から2025年12月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第27期計算期間 2024年12月2日現在	第28期計算期間 2025年12月1日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	4,970,022,304 円	4,825,280,353 円
期中追加設定元本額	334,169,259 円	298,844,175 円
期中一部解約元本額	478,911,210 円	436,956,219 円
2. 受益権の総数	4,825,280,353 口	4,687,168,309 口
3. 1口当たり純資産額	2.7650 円	3.0626 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第27期計算期間 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	第28期計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(7,174円)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,569,509,037円)、信託約款に規定される収益調整金(3,500,259,229円)及び分配準備積立金(3,754,624,104円)より分配対象収益は8,824,399,544円(1口当たり1.828785円)ですが、分配は行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,384,321,622円)、信託約款に規定される収益調整金(3,713,807,290円)及び分配準備積立金(4,858,017,361円)より分配対象収益は9,956,146,273円(1口当たり2.124128円)ですが、分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第27期計算期間 2024年12月 2 日現在	第28期計算期間 2025年12月 1 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,711,617,743	1,514,001,986
合 計	1,711,617,743	1,514,001,986

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・バランス・マザーファ ンド	3,198,872,582	14,353,981,049	
親投資信託受益証券 合計		3,198,872,582	14,353,981,049	
合計		3,198,872,582	14,353,981,049	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・バランス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・バランス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	2024年12月 2 日現在	2025年12月 1 日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	296,538	－
金銭信託	235,910,108	296,149,314
投資信託受益証券	10,676,553,949	11,058,198,164
投資証券	3,748,671,961	4,153,918,514
その他未収収益	2,171,077	2,195,921
流動資産合計	14,663,603,633	15,510,461,913
資産合計	14,663,603,633	15,510,461,913
負債の部		
流動負債		
未払解約金	77,813,622	77,042,763
流動負債合計	77,813,622	77,042,763
負債合計	77,813,622	77,042,763
純資産の部		
元本等		
元本	3,636,301,237	3,439,395,819
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	10,949,488,774	11,994,023,331
元本等合計	14,585,790,011	15,433,419,150
純資産合計	14,585,790,011	15,433,419,150
負債純資産合計	14,663,603,633	15,510,461,913

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2024年12月 2 日現在	2025年12月 1 日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	3,809,020,567 円	3,636,301,237 円
期中追加設定元本額	148,752,163 円	131,875,468 円
期中一部解約元本額	321,471,493 円	328,780,886 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・バランス・ファンド	3,325,923,057 円	3,198,872,582 円
フィデリティ・バランス・ファンドV A 2	145,032,923 円	111,002,829 円
フィデリティ・バランス・ファンドV A 1 (適格機関投資家専用)	165,345,257 円	129,520,408 円
計	3,636,301,237 円	3,439,395,819 円
3. 受益権の総数	3,636,301,237 口	3,439,395,819 口
4. 1口当たり純資産額	4.0112 円	4.4872 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2024年12月 2 日現在	2025年12月 1 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	332, 412, 686	1, 148, 686, 343
投資証券	783, 219, 948	△178, 254, 054
合 計	1, 115, 632, 634	970, 432, 289

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	141,013	300,216,677	
		フィデリティ・イン スティテューショナ ル・グローバル・ボ ンド・ファンド（除 く日本円、為替ヘッ ジなし、適格機関投 資家転売制限付き）	6,354,309,879	6,896,332,511	
		フィデリティ・ジャ パン・サステナブ ル・グロース・ファ ンド（適格機関投資 家専用）	2,267,423,508	3,861,648,976	
	日本円 小計		8,621,874,400	11,058,198,164	
投資信託受益証券 合計				11,058,198,164	
投資証券	アメリカ・ドル	FF-ASIA EQUITY ESG FUND I ACC USD	20,123.73	294,410.16	
		FIDELITY FUNDS - ASIA PACIFIC OPPORTUNITIES FUND I-ACC-USD	50,063.88	865,103.84	
	アメリカ・ドル 小計		70,187.61	1,159,514.00 (180,733,447)	
	ユーロ	FF-AMERICAN GROWTH FUND I-ACC-EURO	892,855.58	17,919,611.49	
		FF-EUROPEAN DYNAMIC GROWTH FUND I-ACC- EURO	164,541.22	3,225,007.91	
		FIDELITY FUNDS - EUROPEAN SMALLER COMPANIES FUND I- ACC-EURO	51,857.30	822,456.77	
	ユーロ 小計		1,109,254.10	21,967,076.17 (3,973,185,067)	
投資証券 合計				4,153,918,514 (4,153,918,514)	
合計				15,212,116,678 (4,153,918,514)	

(注) 投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 2銘柄	100%	4.35%
ユーロ	投資証券 3銘柄	100%	95.65%

- ② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

- ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月26日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・バランス・ファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ・バランス・ファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・バランス・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第28期計算期間 2025年12月1日現在	第29期中間計算期間 2026年6月1日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,882,673	1,064,141
親投資信託受益証券	14,353,981,049	15,527,080,408
未収入金	74,107,417	81,669,953
流動資産合計	14,430,971,139	15,609,814,502
資産合計	14,430,971,139	15,609,814,502
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,263,754	7,197,333
未払受託者報酬	7,493,543	8,079,661
未払委託者報酬	59,948,565	64,637,681
その他未払費用	1,509,063	2,069,765
流動負債合計	76,214,925	81,984,440
負債合計	76,214,925	81,984,440
純資産の部		
元本等		
元本	4,687,168,309	4,700,531,739
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	9,667,587,905	10,827,298,323
（分配準備積立金）	6,242,338,983	6,062,347,305
元本等合計	14,354,756,214	15,527,830,062
純資産合計	14,354,756,214	15,527,830,062
負債純資産合計	14,430,971,139	15,609,814,502

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日	第29期中間計算期間 自 2025年12月2日 至 2026年6月1日
営業収益		
有価証券売買等損益	△244,802,254	1,207,081,173
営業収益合計	△244,802,254	1,207,081,173
営業費用		
受託者報酬	7,161,486	8,079,661
委託者報酬	57,292,262	64,637,681
その他費用	2,068,973	2,069,765
営業費用合計	66,522,721	74,787,107
営業利益又は営業損失（△）	△311,324,975	1,132,294,066
経常利益又は経常損失（△）	△311,324,975	1,132,294,066
中間純利益又は中間純損失（△）	△311,324,975	1,132,294,066
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△10,213,946	10,552,025
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,516,417,956	9,667,587,905
剰余金増加額又は欠損金減少額	259,561,704	321,466,839
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	259,561,704	321,466,839
剰余金減少額又は欠損金増加額	330,490,371	283,498,462
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	330,490,371	283,498,462
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	8,144,378,260	10,827,298,323

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第28期計算期間 2025年12月1日現在	第29期中間計算期間 2026年6月1日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	4,825,280,353 円	4,687,168,309 円
期中追加設定元本額	298,844,175 円	150,762,918 円
期中一部解約元本額	436,956,219 円	137,399,488 円
2. 受益権の総数	4,687,168,309 口	4,700,531,739 口
3. 1口当たり純資産額	3.0626 円	3.3034 円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・バランス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・バランス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	2025年12月 1 日現在	2026年 6 月 1 日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	—	32,119
金銭信託	296,149,314	372,093,983
投資信託受益証券	11,058,198,164	16,279,810,996
投資証券	4,153,918,514	—
その他未収収益	2,195,921	—
流動資産合計	15,510,461,913	16,651,937,098
資産合計	15,510,461,913	16,651,937,098
負債の部		
流動負債		
未払解約金	77,042,763	84,988,603
流動負債合計	77,042,763	84,988,603
負債合計	77,042,763	84,988,603
純資産の部		
元本等		
元本	3,439,395,819	3,405,930,666
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	11,994,023,331	13,161,017,829
元本等合計	15,433,419,150	16,566,948,495
純資産合計	15,433,419,150	16,566,948,495
負債純資産合計	15,510,461,913	16,651,937,098

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2025年12月 1 日現在	2026年 6 月 1 日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	3,636,301,237 円	3,439,395,819 円
期中追加設定元本額	131,875,468 円	90,021,250 円
期中一部解約元本額	328,780,886 円	123,486,403 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・バランス・ファンド	3,198,872,582 円	3,192,179,521 円
フィデリティ・バランス・ファンドV A 2	111,002,829 円	103,759,950 円
フィデリティ・バランス・ファンドV A 1 (適格機関投資家専用)	129,520,408 円	109,991,195 円
計	3,439,395,819 円	3,405,930,666 円
3. 受益権の総数	3,439,395,819 口	3,405,930,666 口
4. 1 口当たり純資産額	4.4872 円	4.8641 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額ははありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年6月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	15,635,048,644	円
II 負債総額	13,888,063	円
III 純資産総額 (I - II)	15,621,160,581	円
IV 発行済数量	4,690,650,349	口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	3.3303	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書
フィデリティ・バランス・マザーファンド

(2026年6月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	16,644,501,027	円
II 負債総額	0	円
III 純資産総額 (I - II)	16,644,501,027	円
IV 発行済数量	3,391,566,745	口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	4.9076	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

○ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2026年6月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2026年6月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託176本、単位型株式投資信託2本、親投資信託51本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額9,747,603,812,826円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月6日

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第39期 (2024年12月31日)	第40期 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,084,299	2,060,757
立替金	21,131	11,714
前払費用	484,198	46,251
未収委託者報酬	12,960,510	15,952,163
未収運用受託報酬	1,086,735	553,480
未収収益	6,173	6,639
未収入金	*1 221,095	360,641
流動資産計	17,864,144	18,991,648
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
長期貸付金	*1 10,338,660	16,563,659
長期差入保証金	18,010	14,500
繰延税金資産	391,802	523,369
その他	30	230
投資その他の資産合計	10,748,502	17,101,758
固定資産計	10,755,990	17,109,245
資産合計	28,620,134	36,100,893
負債の部		
流動負債		
預り金	281	9
未払金		
未払手数料	6,016,095	7,358,272
その他未払金	*1 3,057,214	2,942,771
未払費用	1,829,913	2,311,183
未払法人税等	1,974,827	3,681,431
未払消費税等	1,106,116	1,352,125
賞与引当金	587,810	849,639
流動負債合計	14,572,260	18,495,433
固定負債		
退職給付引当金	1,704,391	1,511,212
固定負債合計	1,704,391	1,511,212
負債合計	16,276,651	20,006,646
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	250,000	250,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,093,482	14,844,246
利益剰余金合計	11,343,482	15,094,246
株主資本合計	12,343,482	16,094,246
純資産合計	12,343,482	16,094,246
負債・純資産合計	28,620,134	36,100,893

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	第40期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	74,361,841	88,281,086
運用受託報酬	3,700,902	3,105,368
その他営業収益	142,274	159,135
営業収益計	78,205,018	91,545,590
営業費用	*1	
支払手数料	33,922,199	40,086,052
広告宣伝費	271,857	304,411
調査費		
調査費	699,501	631,677
委託調査費	16,481,661	19,845,069
営業雑経費		
通信費	81,011	76,394
印刷費	42,205	35,151
協会費	29,487	34,842
その他	865	-
営業費用計	51,528,790	61,013,600
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,592,272	2,400,564
賞与	1,721,474	2,000,165
福利厚生費	564,602	629,025
交際費	20,876	21,375
旅費交通費	156,220	172,479
租税公課	228,830	292,699
弁護士報酬	3,599	3,774
不動産賃貸料・共益費	444,013	512,731
退職給付費用	218,294	154,091
消耗器具備品費	27,813	31,134
事務委託費	7,484,171	7,083,837
諸経費	259,961	308,832
一般管理費計	13,722,133	13,610,712
営業利益	12,954,093	16,921,277
営業外収益		
受取利息	*1	
受取利息	44,132	144,506
雑益	593	258
営業外収益計	44,726	144,765
営業外費用		
寄付金	1,100	3,229
為替差損	171,971	79,498
雑損	305	317
営業外費用計	173,376	83,045
経常利益	12,825,442	16,982,997
特別利益		
特別退職金戻入額	-	27,482
特別利益計	-	27,482
特別損失		
特別退職金	273,189	-
特別損失計	273,189	-
税引前当期純利益	12,552,253	17,010,480
法人税、住民税及び事業税	3,875,711	5,391,282
法人税等調整額	(103,787)	(131,566)
法人税等合計	3,771,923	5,259,716
当期純利益	8,780,329	11,750,764

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	8,780,329	8,780,329	8,780,329	8,780,329
当期変動額合計	-	-	3,780,329	3,780,329	3,780,329	3,780,329
当期末残高	1,000,000	250,000	11,093,482	11,343,482	12,343,482	12,343,482

第40期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	11,093,482	11,343,482	12,343,482	12,343,482
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(8,000,000)	(8,000,000)	(8,000,000)	(8,000,000)
当期純利益	-	-	11,750,764	11,750,764	11,750,764	11,750,764
当期変動額合計	-	-	3,750,764	3,750,764	3,750,764	3,750,764
当期末残高	1,000,000	250,000	14,844,246	15,094,246	16,094,246	16,094,246

注記事項

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、当期末において発生していると認められる賞与支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第40期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第39期 (2024年12月31日)	第40期 (2025年12月31日)
未収入金	20 千円	- 千円
その他未払金	2,139,526 千円	2,638,437 千円
長期貸付金	10,288,660 千円	16,518,659 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	第40期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業費用	20,907,744 千円	24,108,016 千円
受取利息	43,474 千円	143,124 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2024年12月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2024年12月11日 |
| (5) 効力発生日 | 2024年12月11日 |

第40期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2025年12月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 8,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 400 千円 |
| (4) 基準日 | 2025年12月11日 |
| (5) 効力発生日 | 2025年12月11日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。
また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての債権債務を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。
未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。
また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。
また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	10,338,660	10,338,660	-
資産計	10,338,660	10,338,660	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(10,338,660千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第40期（2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	16,563,659	16,563,659	-
資産計	16,563,659	16,563,659	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(16,563,659千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第39期（2024年12月31日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	10,338,660	-	10,338,660
資産計	-	10,338,660	-	10,338,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第40期（2025年12月31日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	16,563,659	-	16,563,659
資産計	-	16,563,659	-	16,563,659

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	2,028,331
勤務費用	170,987
利息費用	31,416
数理計算上の差異の発生額	△49,451
退職給付の支払額	△476,892
退職給付債務の期末残高	1,704,391

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391
退職給付引当金	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	150,332
利息費用	27,620
数理計算上の差異の費用処理額	△49,451
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	128,501

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 1.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は89,793千円であります。

第40期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,704,391
勤務費用	144,894
利息費用	30,069
数理計算上の差異の発生額	△75,815
退職給付の支払額	△382,681
その他	90,354
退職給付債務の期末残高	1,511,212

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,511,212
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,511,212
退職給付引当金	1,511,212
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,511,212

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	125,614
利息費用	26,068
数理計算上の差異の費用処理額	△75,815
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	75,867

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 2.6%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は78,244千円であります。

(税効果会計関係)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年12月31日)	第40期 (2025年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	129,538	122,209
賞与引当金	179,987	260,159
退職給付引当金	521,884	462,733
その他	120,245	207,144
繰延税金資産小計	951,654	1,052,245
評価性引当額	△559,852	△528,876
繰延税金資産合計	391,802	523,369
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	391,802	523,369

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2024年12月31日)	第40期 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.37%	0.38%
評価性引当額	△0.84%	△0.18%
過年度法人税等	△0.11%	0.10%
その他	0.01%	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.05%	30.92%

(収益認識関係)

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	74,361,841	-	74,361,841
運用受託報酬	3,125,882	575,019	3,700,902
その他営業収益	142,274	-	142,274
合計	77,629,998	575,019	78,205,018

第40期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	88,281,086	-	88,281,086
運用受託報酬	2,744,222	361,146	3,105,368
その他営業収益	159,135	-	159,135
合計	91,184,443	361,146	91,545,590

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 及び 第40期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

注記事項(重要な会計方針)の2.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,381,326	14,047,245

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

第40期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,047,245	16,505,643

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）及び 第40期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	12,037,120	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	10,494,207	資産運用業
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	9,738,287	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	7,773,418	資産運用業

第40期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	13,153,815	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	10,380,432	資産運用業
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	9,434,251	資産運用業

(関連当事者情報)

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 領 バ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 15,291,594	未払金	千円 1,415,860
親会社	フィデリ テ イ ・ ジ ャ パ ン ・ ホ ールディ ングス株 式会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額 (注3) グループ通算 制度の通算税 効果額 剰余金の配当	千円 4,345,000 43,474 253,613 — 5,000,000	長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金	千円 10,288,660 — 31,416 87,964 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 5,362,536	未払金	千円 604,284

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ テイ証券 株式会社	東京都港 区	千円 12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	共通発生経費 負担額 (注3) 投資信託販売 に係る代行手 数料 (注4) グループ通算 制度の通算税 効果額	千円 326,438 885,458 —	未収入金 未払金 未払金	千円 89,593 70,310 459,148

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・ FIL Limited (非上場)
- ・ FIL Asia Holdings Pte. Limited (非上場)
- ・ フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (非上場)

第40期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 領 パ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 18,579,953	未払金	千円 1,739,026
親会社	フィデリ テ イ ・ ジ ャ パ ン ・ ホ ールディ ングス株 式会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額 (注3) グループ通算 制度の通算税 効果額 剰余金の配当	千円 6,229,999 143,124 275,061 — 8,000,000	長期貸付金 未収収益 未収入金 未払金 未払金	千円 16,518,659 — 66,731 84,241 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル 769,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 5,253,001	未払金	千円 881,900

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 1,000,000	証券業	なし	共通発生経費の按分負担取引	共通発生経費負担額 (注3)	千円 486,367	未収入金	千円 153,769

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

2. 親会社に関する注記

- ・ FIL Limited (非上場)
- ・ FIL Asia Holdings Pte. Limited (非上場)
- ・ フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	第40期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	617,174円15銭	804,712円35銭
1株当たり当期純利益	439,016円48銭	587,538円20銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	第40期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益(千円)	8,780,329	11,750,764
普通株式に係る当期純利益(千円)	8,780,329	11,750,764
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

- (3) 出資の状況

該当ありません。

- (4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

追加型証券投資信託
フィデリティ・バランス・ファンド
約 款

－ 運用の基本方針 －

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の安定した好収益を目指したバランス運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・バランス・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてフィデリティ・バランス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。
- ② マザーファンド受益証券が投資する投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券および短期金融商品に分散投資を行ないます。
- ③ 原則として、実質外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。ただし、マザーファンド受益証券は、為替ヘッジ（一部為替ヘッジを含みます。）を行なう投資信託証券に投資する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ③ 投資信託証券を通じて投資する株式への実質投資割合は70%未満とします。
- ④ 投資信託証券を通じて投資する新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（11月30日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・バランス・ファンド」約款

(委託者および受託者)

第1条 この信託は、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を増額することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第7項、第51条、第52条、第53条または第55条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等

の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下証券会社と総称して「取扱金融機関等」といいます。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、委託者が定める申込単位(委託者が認める場合には1口未満の単位を含みます。)をもって、取得申込に応ずることができるものとします。ただし、取得申込日が12月25日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

- ② 委託者の指定する取扱金融機関等は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、取扱金融機関等がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位(委託者が認める場合には1口未満の単位を含みます。)をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める約款(以下「別に定める契約」といいます。)にしたがって契約を結んだ取得申込者に対し、1口単位をもって売却することができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)

に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者および委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者が第47条の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合および、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下、「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者が認める場合には、1口未満の単位をもってその取得申込に応ずることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

第12条 （削 除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 （削 除）

第16条 （削 除）

第17条 （削 除）

第18条 （削 除）

（運用の指図範囲）

第19条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・バランス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託法施行規則第22条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限りません。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図でき

ます。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものならびに第9号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- ② 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 委託者は、投資信託証券の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とマザーファンドが投資する投資信託証券の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 委託者は、投資信託証券の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とマザーファンドが投資する投資信託証券の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

- ⑤ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券の時価総額に、投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額および信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドが投資する投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（投資の対象とする資産の種類）

第19条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

- ロ 約束手形
- ハ 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ 為替手形

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

第21条 (削 除)

第22条 (削 除)

第23条 (削 除)

第24条 (削 除)

第25条 (削 除)

第26条 (削 除)

第27条 (削 除)

第28条 (削 除)

(特別な場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができます。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要

な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

第32条 (削 除)

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第34条 (削 除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(信託財産に関する報告)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用等)

第43条 信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

3. 目論見書および要約（仮）目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

- ④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

(収益の分配方式)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、第31条、第38条、第43条および第44条の規定による支出金を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、第31条、第38条、第43条および第44条の規定による支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第46条 （削 除）

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、毎計算期間の終了日1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第48条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。ただし、受益者が自己の有する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する分配金を除きます。

- ④ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金（第50条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項（第2項を除きます）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する取扱金融機関等の営業所において行なうものとします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第47条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者または取扱金融機関等がそれぞれ委託者の承認を得て定める解約単位(委託者が認める場合には1口未満の単位を含みます。)をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が12月25日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付た場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情の場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約時の一口あたりの受益権の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第51条の規定にしたがいます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信

託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、

受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

(運用状況に係る情報の提供)

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.fidelity.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 (削 除)

第2条 第47条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）および第46条の規定ならびに受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第4条 (削 除)

第5条 (削 除)

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成9年12月1日

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
委託者 フィデリティ投信株式会社
代表取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
受託者 三菱信託銀行株式会社
代表取締役社長 中野 豊士

